

<ポイント解説>

「特定連合国内裁判被拘禁者特別給付金支給法案」

(2017. 5. 17.)

① 「特定連合国内裁判被拘禁者」とは(第1・2条)

第2次大戦後、連合国内の軍事裁判で裁かれ、「戦犯」として拘禁・受刑させられた朝鮮・台湾出身者のこと。主に、捕虜(俘虜)収容所で捕虜監視業務に従事し、戦後は「日本人」として裁かれ、「BC級戦犯」として戦争犯罪の責任を問われた。現在の国籍は韓国・台湾・日本(戦後日本に帰化)で、在日を含む。

対象者は、対象者(遺族を含む)は朝鮮人BC級戦犯者148人、台湾173人、合計321人。

② 「特別給付金」支給の趣旨(第1条)

「特定連合国内裁判被拘禁者が置かれている特別の事情等にかんがみ」と規定。対象者は、戦後「日本人」として戦争犯罪の責任を問われ、処刑されたり、有期刑に処せられ、サンフランシスコ平和条約が発効した後も拘禁された。最も長い人は1957年(昭和32年)4月まで12年近くも巣鴨刑務所に拘禁された。巣鴨から釈放されても、日本の援護措置から排除され、身寄りのない異国で苦しい生活を余儀なくされた。また、国交がなかった韓国や北朝鮮への帰国も容易ではなく半数近くの者が、日本に暮らすことになる。「日本人」として裁かれながら、「日本国籍」がなくなったという理由で援護から排除されるという不条理な扱いに、善処を求めて政府に繰り返し訴えてきた。こうした日本側の不条理な措置と不作為が、人道的にも問題があったという認識にもとづく措置。

③ 「特別給付金」支給額は1人260万円、予算額は2億5千円(第7条)

対象者(遺族を含む)は①のとおり合計321人。申告制のため実際の申請は1/3程度(約100人弱)と見込まれる。

④ 所管は総務大臣・総務省(第3条)

総務大臣・総務省はこれまでも平和条約国籍離脱者戦没者弔慰金等・戦後強制抑留者特別給付金支給業務などを所管。

⑤ 韓国政府の見解・1965年日韓請求権協定・韓国国内法との関係

駐日韓国大使館は「韓国政府としては、この問題は1945年8月15日以降に起きた問題で、1965年日韓請求権協定の対象外。明らかな差別待遇であるので、一貫して日本側の人権・人道上の配慮を求める」との立場。

韓国国内では1972年の「対日民間請求権補償法」によって、元日本軍人・軍属で死亡した者に1人30万ウォン(約2万円、総数9536人)を支給し

たが、対象は終戦時以前の死亡者で、対象外。また、2007年制定の「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援法」によって、強制動員被害者と認定された処刑者遺族4人に2000万ウォン(約160万円)の「慰労金」が支給されているが、これは、韓国政府による遺族支援金で、日本国の措置を代替するものではない。

⑥ 裁判所の判断(付言判決): 3審とも被害事実を認め、立法解決促す判断

東京地方裁判所(1991年11月12日提訴/1996年9月9日請求棄却判決)

【判決文から】

「わが国の軍人軍属及びその遺族に対する援護措置に相当する措置を講じることが望ましいことは言うまでもない。しかし、国の立法政策に属する問題。」

東京高等裁判所(1996年9月19日控訴/1998年7月13日控訴棄却判決)

【判決文から】

「…国際的、政治的その他の諸事情によるやむを得ない面があったとはいえ、戦犯者控訴人らについてみれば、ほぼ同様にあった日本人、更には台湾住民と比較しても、著しい不利益を受けていることは否定できない。

このような状況の下で、戦犯者控訴人らが不平等な取り扱いを受けていると感じることは、理由のないことではないし、その心情も理解し得ないものではない。

この問題について何らの立法措置が講じられていないことが立法府の裁量の範囲を逸脱しているとまではいえないとしても、適切な立法措置がとられるのが望ましいことは、明らかである。第二次大戦が終わり、戦犯控訴人らが戦犯者とされ、戦争裁判を受けてから既に50年余の歳月が経過し、戦犯者控訴人らはいずれも高齢となり、当審係属中にも、そのうちの2人が死亡している。国政関与者において、この問題の早期解決を図るため適切な立法措置を講じることが期待される。」

最高裁判所(1998年7月24日上告/1999年12月20日上告棄却判決延)

【判決文から】

「上告人は、いずれも我が国の統治下にあった朝鮮の出身者であり、昭和17年ころ、半ば強制的に俘虜監視員に応募させられ、…有無期及び極刑に処せられ、深刻かつ甚大な犠牲ないし損害を被った。

上告人らが被った犠牲ないしは被害の深刻さにかんがみると、これに対する補償を可能とする立法措置が講じられていないことについて不満を抱く上告人らの心情は理解し得ないではないが、このような犠牲ないし損害について立法を待たずに戦争遂行主体であった国に対して国家補償を請求できるという条理はいまだに存在しない。立法府の裁量的判断にゆだねられたものと解するのが相当である。」

⑦ 他の戦後補償との違い：平和条約 11 条で生じた不条理に対する措置

今回の措置は、サンフランシスコ平和条約 11 条(日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合軍戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基くの外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。)によって 1952 年 4 月 28 日条約発効以降新たに生まれた不条理(特別な労苦)に対して人道的立場から措置を講ずるものであり、戦時中に起きた事案に対する戦後処理の問題とは異なる。 1956 年に東京で仮釈放された李鶴来会長らが、その後 60 年間も日本で暮らし、現在にいたるとは、釈放当時予想もされていなかった。

【特定連合軍裁判被拘禁者問題の経過】

1941 年 12 月	太平洋戦争開始
1942 年 5 月	陸軍省「俘虜処理要領」発表、朝鮮・台湾人俘虜収容所監視員募集
6～8 月	朝鮮人軍属 3,224 人を陸軍釜山西面臨時軍属教育隊で訓練後、3,016 人をタイ、マレー、ジャワ、スマトラなど南方各地の俘虜収容所に配属(軍用道路・飛行場・鉄道建設など捕虜使役)
1945 年 8 月	終戦
9 月	戦犯容疑者逮捕
1946 年	戦犯裁判・判決続く
1948 年 8 月	大韓民国樹立
9 月	朝鮮民主主義人民共和国樹立
1950 年 1 月	オランダ関係収監者を現地刑務所から巣鴨プリズンに移管
6 月	朝鮮戦争勃発 (～1953 年 7 月朝鮮戦争休戦協定成立)
1951 年 8 月	イギリス関係収監者を現地刑務所から巣鴨プリズンに移管
9 月	サンフランシスコ平和条約調印 (在日朝鮮人は条約発効時に日本国籍喪失)
1952 年 2 月	日韓会談(第 29 次在日韓国人法的地位分科委員会)で日本側が、韓国人戦犯者問題は議題にせず「別途研究する」と答弁。
3 月	会員約 70 名で「韓人会」結成
4 月	サンフランシスコ平和条約発効(朝鮮人「日本国籍離脱」との政府通達)
1953 年 8 月	「恩給法」改正公布、軍人恩給復活(朝鮮・台湾人は対象外)
1955 年 4 月	会員約 70 名で「韓国出身戦犯者・同進会」設立、基本的人権・生活権確保のため日本政府と交渉、鳩山一郎首相に要請書提出
1956 年 10 月	李鶴来会長釈放。オランダ裁判受刑者 1 人が所沢市で西武線に飛び込み自殺
1957 年 4 月	朝鮮人戦犯最後の釈放(全収容者の釈放、巣鴨プリズン解散は翌 58 年 5 月)
1965 年 6 月	日韓会談妥結・日韓基本条約・請求権協定調印(以降、日本政府は「一括解決済み」を主張)
9 月	韓国大使館、「(BC 級戦犯問題は)今般の請求権の対象になっていない」と表明
1966 年 10 月	韓国外務部長官「日本に適切な措置を講じるよう要望することを駐日大使に指示」と回答
1991 年 11 月	東京地裁に謝罪と補償を求めて提訴(原告 7 名)
1999 年 12 月	最高裁判決・請求棄却
2006 年 6 月	韓国政府が公式に被害認定、駐日大使から認定証受領。国内的名誉回復実現
2008 年 5 月	衆議院に「特定連合軍裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」提出(民主党提出・衆議院総務委員会で継続審議⇒2009 年 7 月廃案に)
2016 年 10 月	日韓議員連盟(額賀福志郎会長)が超党派で議員立法に取り組むことを決定
11 月	日韓・韓日議連合同総会共同声明でも韓国人元 BC 級戦犯問題早期解決に言及
* 1955～2013 年	鳩山一郎首相から安倍晋三首相まで歴代 29 人の首相に要望書提出(⇒6 頁参照)

<参考>

参議院 外交防衛委員会(平成 27 年 05 月 12 日)

○岸田文雄外務大臣答弁 まず、韓国人の方の元BC級戦犯に対する対応ですが、基本的には日韓間の請求権に係る問題について、1965年の日韓請求権協定において完全かつ最終的に解決済みであると認識をしておりますが、しかしながら、いわゆるBC級戦犯の方々については、道義的見地から、1953年4月以降、日本人と同様の帰還手当が支給されたほか、見舞金、生活資金の一部支給が行われ、また生業の確保、公営住宅への入居について好意的な措置がとられた次第であります。

まず、基本的な認識として、朝鮮半島出身のいわゆるBC級戦犯の方々が生きてきた御苦労をされたこと、これは心が痛む思いであります。そういった思いを胸に平和国家としての歩みを進め、我が国としての対応を考えていきたいと存じます。(藤田幸久参議院議員の質問への答弁)

日本政府が朝鮮・台湾人元BC級戦犯に対してとった措置

*1952年4月28日~1953年7月30日は「特別未帰還者給与法」によって朝鮮・台湾人戦犯にも俸給・扶養手当など支給(月額千円、合計1万6千円)。

1952年4月30日制定の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」では朝鮮・台湾人は対象外。

1953年8月1日「軍人恩給」復活、朝鮮・台湾人は対象外。「未帰還者等家族等援護法」施行、俸給は廃止、「内地」居住留守家族限定のため朝鮮人は実質排除。

1954年6月30日「恩給法」一部改正、戦犯刑死者・獄死者遺族に、公務扶助料と同額の扶助料を支給。朝鮮・台湾人刑死者は除く。

1. 1954年7月5日「第三国人戦争裁判受刑者に対する見舞金支給要領」決定、拘禁1年につき1人12,000円支給。出所祝い金3万円支給。<*出所手当に相当>
2. 釈放直後の保護施設の設置：(1955・56年)「巣鴨刑務所仮出所者特別保護施設設置費補助金」
(財清交會(韓国人)450万円・財友和會(台湾人)550万円) ⇒各3カ所の施設設置 総額1000万円
(所管=法務省保護局)
3. 生活援護補助：(1957年)「巣鴨刑務所特定出所者等援護費補助金」 630万円
1人5万円×126人分(朝鮮・韓国63人、台湾63人)
(1958年)「巣鴨刑務所出所第三国人の慰藉について」見舞金 1260万円
1人10万円×126人分 (ほかに、公営住宅優先入居・タクシー会社事業免許)
*(1955・57年)生活資金等貸付(所管=厚生省、引揚者等援護費より支出) 645万円

▲個人給付は上記1.3のみ。1954~56年に生活苦のため、出所拒否や首つり自殺、鉄道飛び込み自殺があいついだことへの応急生活支援措置。外国籍BC級戦犯の特別な労苦への措置ではない。

当事者・遺族が長年求め続け、裁判所も促した措置

「半ば強制的に俘虜監視員に応募させられ、…有無期及び極刑に処せられ、深刻かつ甚大な犠牲ないし損害を被った」(1999年12月20日最高裁判決) ことに対する日本国の誠実な対応措置を立法を通じて行うこと。

「深刻かつ甚大な犠牲」とは、① 朝鮮・韓国人であるにもかかわらず、日本が起こした戦争犯罪の責任を取られ、命まで奪われたこと、② 1952年4月サンフランシスコ講和条約発効後、国籍は朝鮮・韓国(第三国)に変えられたにもかかわらず、日本人として刑に服することを命じられ、拘禁され続いたこと、③ 他方、釈放後は「第三国人」として、日本人並みの援護措置などから排除・差別され、自殺者が出るほどの困窮を強いられたこと。とりわけ、「戦犯」「対日協力者」の烙印を押され、祖国に帰れず、また帰国しても周囲の厳しい目にさらされ、当事者や家族が投身自殺するなどの悲劇が続いた70年の歴史は、日本人戦犯の戦後の歩みとは大きく異なる事実を踏まえた措置。

特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(要旨)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定連合国裁判被拘禁者が置かれている特別の事情等にかんがみ、人道的精神に基づき、特定連合国裁判被拘禁者及びその遺族に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定連合国裁判被拘禁者」とは、日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者であつて、同条約第二条 a 又は b (*) に掲げる地域に本籍を有していたものをいう。

(特別給付金の支給及び裁定)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において特定連合国裁判被拘禁者に該当する者又は施行日の前日までに死亡した特定連合国裁判被拘禁者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。

(遺族の範囲)

第四条 特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子(死亡した者の死亡の当時胎児であつた子を含む。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とする。

(遺族の順位等)

第五条 特別給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。この場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日以後施行日の前日以前に、前条に規定する遺族(以下この項において「遺族」という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

二 子(施行日において遺族以外の者の養子となっている者を除く。) 三 父母

四 孫(施行日において遺族以外の者の養子となっている者を除く。) 五 祖父母

六 兄弟姉妹(施行日において遺族以外の者の養子となっている者を除く。)

<中略>

(請求期限)

第六条 特別給付金の支給の請求は、施行日から起算して五年以内に行わなければならない。

2 前項の期間内に特別給付金の支給の請求をしなかつた者には、特別給付金を支給しない。

(特別給付金の額)

第七条 特別給付金の額は、特定連合国裁判被拘禁者一人につき 260 万円とする。

<中略>

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<中略>

理 由

特定連合国裁判被拘禁者が置かれている特別の事情等にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者及びその遺族に特別給付金を支給するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約 2 億 5 千万円の見込みである。

*1955～2013年 鳩山一郎首相から安倍晋三首相まで歴代29人の首相に要望書提出

韓国・朝鮮人元BC級戦犯者問題の早期解決を求める要請書

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

私たち、「同進会」は、戦後連合国による軍事裁判で「BC級戦犯」として有罪判決を受け、1951(昭和26)年8月までにシンガポールやジャワなどの現地刑務所から日本の巢鴨プリズンに移送され、1957(昭和32)年に釈放された韓国・朝鮮人とその遺族らで組織する会で、1955(昭和30)年の結成から今年58年になります。

私たちは、戦時中は日本軍に徴用され、戦後も「日本人」として裁かれ、祖国が独立した後もなお「日本人戦犯」として148名の朝鮮人青年が刑を受け、うち23名が日本の戦争犯罪のために死刑を強いられました。幸いにして生還したものは、巢鴨プリズンから釈放されると同時に「外国人」として放り出され、一切の補償・援護の対象外とされてきました。本人だけでなく、家族・親族も日韓両国で過酷な戦後を送り、前途を悲観し、自殺した者までいます。

私たちは、日本政府に対して戦犯に問われた経緯・ポツダム宣言10項・サンフランシスコ平和条約11条などとの因果関係を説明し、謝罪と補償を求めて働きかけを続けてきました。裁判所にも訴え、8年間の歳月を経て、東京地裁・高裁・最高裁から立法を促す付言判示(添付資料参照)を得ております。

判示を踏まえて、補償立法を求め、歴代内閣と各党国会議員の皆様に要請を重ねてきました。平成20年には衆議院に「特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」(添付)が提出されましたが、制定には至っておりません。ここに、改めてこの問題についてのご理解と早期解決を強く要請する次第です。

韓国政府は、1951～65年の日韓会談でBC級戦犯者問題が協議されなかったことを明らかにした上で、私たちのケースを精査し、2006年に「強制動員被害者」と認定し、韓国内における名誉回復を実現してくれました。しかし、私たちの名誉を完全に回復し、強いられた不条理を是正するには、日本政府の措置が不可欠です。

1955(昭和30)年鳩山一郎内閣以来、歴代内閣に私たちは、半世紀以上も訴えを重ねてきました。この種の要望書を内閣総理大臣に提出するのは数えて29度目になります。安倍総理には平成17年にも、同趣旨の要望書を提出しております。サンフランシスコ講和条約発効4年後の1956(昭和31)年に「巢鴨プリズン」から私自身仮釈放されてから、56年の歳月が経ち、齢90を目前にして、なお現在も私たちがこうした要請を続けなければならない実情に、深い悲しみと憤りを禁じ得ません。

上記事情をご賢察の上、速やかに立法措置を講じていただけますよう切に要請する次第です。

平成25(2013)年6月13日

韓国・朝鮮人元BC級戦犯者・「同進会」会長 李 鶴 来

〒185-0082 東京都板橋区高島平 7-1-24 ☎5968-3904/090-4248-3777 Fax5383-0590

第39回日韓・韓日議員連盟合同総会共同声明

日韓・韓日議員連盟は、2016年11月4日、大韓民国ソウルにおいて第39回合同総会を開催し、次の通り共同声明を採択した。

日韓両国の議員連盟は、国交正常化後50年間、日韓両国が自由、人権、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有しながら善隣友好関係を発展させてきたことを高く評価した。また、両国の新しい50年を切り開いていくため、友好協力と信頼を一層堅固にする年になるよう努力していくこととした。

韓国側は、日本政府が村山談話をはじめ河野談話、菅談話などを通じ侵略と植民支配に対する反省と謝罪など正しい歴史認識の上で未来志向の関係を構築することが重要であると強調した。日本側はこれら歴代政権の立場を継承していくことを再確認した。

これに関し、両国議員連盟は、安倍総理大臣の戦後70周年談話で歴代内閣の歴史認識は揺るぎないと表明したことに注目し、相互信頼に基づいた21世紀パートナーシップ関係が深まるよう努力することで一致した。

その上で、今後開催される日韓・日韓中首脳会議が北東アジアの平和と安定および両国関係発展に寄与するよう最大限努力していくこととした。

1. 両国議員連盟は、北朝鮮の相次いだ核実験やミサイル発射は北東アジアおよび世界の平和と安定に対する深刻な脅威であるとの認識で一致し、嚴重に糾弾する一方、日韓両国間の安全保障協力増進を含む対応策について緊密に協力していくこととした。

また、北朝鮮による拉致および人権侵害の問題を持続的に世界に発信する一方、この問題が早急に解決されるよう、自国政府に対し適切な措置を取るよう促すことにした。

2. 両国議員連盟は、世界の保護貿易主義拡大傾向に留意し、冷え込んでいる両国間の貿易と投資を再び活性化させることにした。これとともに、現在停滞している日韓中FTAと東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の加速化に向けて相互前向きに検討すべきとの認識で一致した。

さらに、両国はエネルギーパラダイムの転換期を迎え、化石燃料と原発への依存度を低減しつつ新エネルギー・再生可能エネルギーの割合を高めていかなければならない点で認識をともにし、両国のエネルギー新産業分野での関連情報共有など協力体制を強化していくこととした。

3. 両国議員連盟は、両国民間の友好親善を強化するため、文化、観光、スポーツ、メディア交流の一層の活性化に向け、両国の国会で立法および予算確保に積極的に努力していくこととした。

また、両国議員連盟は、慰安婦問題が被害当事者たちの名誉と尊厳が回復され心の傷が癒やされるようという昨年の12・28両国政府の合意の趣旨にのっとり、これからも相互互惠の精神でともに努力することにした。

これに加え、韓国側は、日本側で検討中の韓国人元BC級戦犯の名誉回復および補償問題の早期解決を要請し、日本側も前向きに推進することとした。

さらに、日韓両国議員連盟支援の下で推進している朝鮮通信使のユネスコ世界遺産登録に向け、今後も引き続き協力・支援していくことにした。

4. 韓国側は、韓国において永住資格取得後3年を経過した日本人を含む外国人に地方参政権を付与する法律が施行されていることを踏まえ、日本の国会でも、永住外国人に地方参政権を付与する内容の法案が迅速に成立されるよう格別の協力を要請し、日本側は法案の実現に向けて今後とも一層努力することを表明した。

また、日韓両国議員連盟は、日本の国会でヘイトスピーチ解消法が制定されたことを契機に、ヘイトスピーチやそれに類する言動の根絶に向けた実効性ある施策および体制の整備に努め、日韓両国が差別のない共生の社会を築くために一層努力することを相互に合意した。

5. 両国の議員連盟は、2018年平昌オリンピック・パラリンピック、2020年東京オリンピック・パラリンピックが環境問題とバリアフリーを最大限考慮した模範的なオリンピック・パラリンピックとなるよう協力すると同時に、オリンピック・パラリンピックを有機的に連携させ、日韓両国間協力と交流が活性化できるよう努力することで一致した。

また、前国の未来発展のための交流拡大方策として、少子高齢化、第4次産業革命、イノベーション、気候変動などをテーマに「政策交流会」を継続し、IT分野などを中心に子どもや青少年交流の拡大を支援することにした。

6. 両国議員連盟は、両国の共通課題である少子高齢化問題の解決に向け、両国の現状に関する比較研究などを通じた情報交換や協力体制の構築を進めていくことに合意した。

また、両国の文化の特性により、女性の雇用と働き方の改善が必要であるとの認識で一致し、両性平等実現に向けた方策を共に推進することにした。

7. 両国議員連盟は、第40回合同総会を2017年に東京で開催することとし、日程等については、同年ソウルで開催される合同幹事会議で決定することに合意した。

2016年11月4日

日韓議員連盟 幹事長 河村建夫

韓日議員連盟 幹事長 姜昌一